いじめ対応マニュアル

いじめ防止対策推進法及び熊本県いじめ防止基本方針

↓

湯島小中学校いじめ防止基本方針

↓

日常の取組
いじめを起こさない学校づくり

定期的なアンケートの実施
（児童生徒・保護者）
教育相談
家庭・地域との連携

教職員によるいじめの予兆発見
（訴え・会話・様子・言動・各種ノート等）
校長による個人面談

「いじめ」の定義
①当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、
③当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（起こった場所は学校の内外を問わない）いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

いじめの発生

いじめに関する共通認識
①「いじめは人間として絶対に許されない」との認識に立つこと
②いじめられている子どもの立場に立った指導を行うこと
③家庭・学校・地域社会等の全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと

↓

関係機関等との連携
○教育委員会
○いじめ・不登校アドバイザー
○スクールカウンセラー
○心の相談員

⇔

校長（教頭）
正確な情報の収集と分析
現状認識の共有化

□情報収集（情報集約担当等）
・児童生徒からの聴き取り
・家庭・地域との連携協力

□全職員への報告（職員会議）
・情報の共有化
・現状認識の共有化

いじめ・不登校対策委員会
（校長・教頭・教務主任・生徒指導担当（情報集約担当）・保健担当）
＊対策の検討と役割分担・調整（組織的な対応）
＊対応への全職員への意思の統一
＊関係機関等への連携・調整

個別の対応
□いじめられた児童生徒と保護者への対応
□いじめた側の児童生徒と保護者への対応
※いじめの事実について、保護者間の共通認識を図る。

周囲の子ども・保護者等への対応
□学級・学年等周囲の児童への対応
□児童（生徒）会への働きかけ
□関係保護者への対応と連携・協力
□ＰＴＡ及び地域との連携・協力
□各種関係機関等との対応・連絡・調整等

↓

解決・報告・継続観察
再発防止策の検討と今後の具体的方針の決定

↓

日常の取組
総合的取組体制の見直し・強化